

名家連ニュース

令和5年8月17日(木)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.948号

◆ 生活困窮者自立支援法による名古屋市内の相談窓口 ◆

平成27年4月「生活困窮者自立支援法」が施行され、「支援制度」が全国展開されています。就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者、現在、生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者、自立が見込まれる者が主な対象者となります。

名古屋市では自立相談支援機関(相談窓口)を設置して、市内在住の方を対象に自立に向けた支援を行っています。

※ 詳しくは下記の名古屋市ホームページ(暮らしの情報)のURLをクリックしてください。

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000061562.html>

1. 自立相談支援機関 相談窓口一覧(令和5年4月1日現在)

名称	住所	開所時間	電話番号
名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター 名駅	中村区 名駅南一丁目5番17号 ネットプラザ柳橋ビル3階	月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)及び第2、3土曜日 午前9時から午後5時(火曜日は午後8時まで)	446-7333
名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター 金山	熱田区 新尾頭二丁目2番7号 富春ビル4階	月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)及び第4土曜日 午前9時から午後5時(金曜日は午後8時まで)	684-8131
名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター 大曾根	北区 大曾根四丁目17番23号 イトーピア大曾根1階	月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)及び第1、5土曜日 午前9時から午後5時(木曜日は午後8時まで)	508-9611

《夜間・土曜日の電話連絡窓口》

開設曜日・時間

火曜日、木曜日、金曜日の午後5時から午後8時まで(祝日・年末年始を除く)

土曜日の午前9時から午後5時まで(祝日・年末年始を除く)

電話番号 052-784-8910

2. 支援の内容

(1) 自立相談支援事業

多様な相談に包括的に応じ、アセスメントを実施して、その方の状態に応じた支援計画を作成し、自立に向けた包括的かつ継続的な支援を行います。



次ページに続きます

(2) 住居確保給付金

離職者等であって、受給要件を満たす方に対して、有期で家賃相当額を給付します。詳細は資料「住居確保給付金のご案内」をご覧ください。

住居確保給付金のご案内 (PDF 形式, 182.77KB)は下記の URL をクリックしてください
https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/cmsfiles/contents/0000061/61562/00_goannai_050401.pdf

(3) 就労準備支援事業

直ちに一般就労への移行が困難な方に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を行います。



(4) 家計改善支援事業

失業や債務問題など家計に課題を抱える方に対して、公的制度の利用支援、家計表の作成等の家計に関するきめの細かい相談支援を行います。

(5) 就労訓練事業の推進

就労訓練事業(中間的就労)について、就労訓練事業の実施を検討している事業所への立上げ支援や利用のあっせん調整、受入事業所へのフォローアップを行います。

(6) その他



● 子どもの学習・生活支援事業

名古屋市では、ひとり親家庭や生活保護世帯、生活困窮世帯の方を対象に、大学生などの学習サポーターが、ひとりひとりの学習習慣を身につけることや進学などを目指した学習支援とともに、子ども同士の交流の機会や、保護者の方からの養育に関する相談の場など、誰もが気軽に立ち寄り相談

ることのできる「居場所」の提供を目指し、学習支援事業を行っています。

生活困窮世帯の方については、サポートセンターで事業の利用調整を行います。

● 一時生活支援事業

一時的な宿泊場所や食事を提供しながら、自立に向けた支援を行います。

◆ 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との違い ◆

「生活困窮者自立支援制度」は、生活が困窮している人や、生活保護を打ち切られた人などで、働く意思がある人に対して、自立を促す為に一時的に支援をする制度のことで

す。「生活保護」の一步手前の段階の人が受ける制度です。

働きたいけれども思う様にいかない人に対して、自立する為に支援をします。

- 「生活保護」は「生活に困窮している人に対して、金銭を給付して生活を維持しながら自立を支援する制度」です。
- 「生活困窮者自立支援制度」は、「生活に困窮していて働く意思がある人に、金銭面だけでなく就労相談などをする制度」です。